

## 福井市多世帯近居リフォーム支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 多世帯近居リフォーム支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)及び福井県空き家対策支援事業補助金交付要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、福井市住宅基本計画に基づき、親世帯や子世帯と離れて暮らす世帯で、新たに多世帯で近居するために中古住宅を取得した世帯に対して、当該住宅のリフォーム工事に要する経費の一部を補助することにより、空き家の有効活用を図りながら、多世帯での近居を推進し、ふくいらしい魅力的な住環境の形成に資することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多世帯近居 住民票の異動を伴う転居をする世帯と直系尊属又は直系卑属(直系卑属の単独世帯は除く。)の世帯が、複数の世帯で市内の同一小学校区内に別に居住することをいう。
- (2) 直系卑属の単独世帯 子や孫からなる、構成人数が1人の世帯をいう。
- (3) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- (4) 中古住宅 建設工事の完了の日から起算して1年を経過し、又は居住の用に供されたことがある一戸建て住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の併用住宅を含む。)をいう。

(5) 市内業者 福井市内の個人事業者又は市内に本店若しくは営業所等を置く法人事業者をいう。

(6) 居住誘導区域 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定により策定した福井市立地適正化計画で位置づける居住誘導区域をいう。

(7) 子育て世帯 18歳になった日の属する年度の3月31日までの子を含む世帯をいう。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の全てに該当する者とする。

(1) 第5条に規定する補助対象住宅をリフォームする者

(2) 売買契約を締結し、交付申請時において新たに多世帯近居を開始してから24月以内の者又は新たに多世帯近居を開始する者

2 補助対象者は、第5条に規定する補助対象工事の完了後、10年以上居住する見込みがある者でなければならない。

3 補助対象者は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

(1) 過去に、この要綱による補助金を受けたことのある者

(2) 補助金の交付の対象となる経費において、国又は地方公共団体による他の補助金を受けている者

(3) 市町村税の滞納のある者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(5) 前各号に掲げる者のほか市長が不相当と認める者

4 前各項の規定に適合する者が2名以上いる場合は、その中で代表となる者1名を補助対象者とする。

（補助対象住宅及び工事）

第5条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）

は、次の全てに該当する住宅とする。

- (1) 宅地建物取引業者が仲介する住宅又は売り主となる住宅
- (2) 売買契約により購入する中古住宅（相続又は贈与による住宅取得及び2親等以内の親族間の売買を除く。）
- (3) 自ら居住する住宅又はこれから居住する住宅

2 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の全てに該当する工事とする。

- (1) 住宅の機能又は性能を維持又は向上させるための増築（既存住宅面積の2分の1を超える増築を除く。以下同じ。）、修繕、補修、模様替え、更新、取替え等の工事
- (2) 市内業者の請負による工事

3 前項第1号に規定する工事のうち、次のいずれかに該当する工事等に要する費用は補助対象としない。

- ア 工事を行う住宅に付属する別棟の車庫、物置等の工事
- イ 補助金の交付を申請しようとする者が直接行う工事
- ウ エアコン、ガスコンロ、照明等の住宅設備機器類の設置工事
- エ 太陽光発電設備の設置工事
- オ カーテン、家具、調度品等の購入及び設置工事
- カ 電話、インターネット、CATV等の配線工事
- キ 外構工事
- ク 障子・襖の張替え、畳の表替え等の軽微な修繕等
- ケ 建物の解体、除却のみを行う工事
- コ その他、市長が不相当と認めた工事

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、補助対象工事に要する費用で、総額が200,000円以上とする。

2 併用住宅における補助対象経費について、個人住宅部分の経費とその他の部分の経費を分けることができない場合は、併用住宅全体に係る対象工事に要する費用の総額に個人住宅部分の床面積を当該併用住宅全体の床面積で除した数値を乗じて得た額とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額のうち最小の額(1,000円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額)とする。

(1) 補助対象経費の3分の1に相当する額

(2) 別表1に掲げる額

2 補助金の交付は、一の住宅につき1回とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象工事に係る工事請負契約等の前に福井市多世帯近居リフォーム支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、福井市多世帯近居リフォーム支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(着手、変更及び取下げ)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定通知があった日から3月以内に工事請負契約等を締結するものとし、当該通知日の属する年度の3月31日までに、当該工事を完了し多世帯近居を開始し

なければならない。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助内容又は補助金の額に変更（軽微な変更を除く。）が生じる場合は、変更に係る工事請負契約等の前に、福井市多世帯近居リフォーム支援事業補助金交付変更申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

4 補助金の交付の決定を受けた者は、交付申請を取り下げる場合は、福井市多世帯近居リフォーム支援事業補助金交付申請取下げ届（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

（実績報告）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象工事が完了し、多世帯近居を開始したときは、規則第11条の規定により、当該通知日の属する年度の3月31日までに、福井市多世帯近居リフォーム支援事業完了実績報告書（様式第5号）に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井市多世帯近居リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市多世帯近居リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれ

かに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 第4条の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 交付決定通知があった日から3月以内に工事請負契約等を締結しないとき。
- (4) 完了実績報告書を第11条に規定する日までに提出しないとき。
- (5) 補助対象経費が第6条第1項に規定する金額に満たなくなったとき。
- (6) 補助金の交付の決定を受けた者又は補助対象工事について、市長がこの要綱の目的に反することがあると認めたととき。
- (7) 取下げ届を受理したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合には、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(個人情報利用目的)

第15条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表 1 (第 7 条 関 係)

補 助 金 の 額

補 助 金 の 額	
居 住 誘 導 区 域 内	居 住 誘 導 区 域 外
3 0 万 円	2 0 万 円

補 助 金 の 額 に 加 算 す る 額

補 助 対 象 工 事 の 要 件	加 算 額	
	居 住 誘 導 区 域 内	居 住 誘 導 区 域 外
子 育 て 世 帯 が、 以 下 の (1) 及 び (2) の 両 方 を 含 む 工 事 を 行 う 場 合 (1) 間 取 り の 変 更 に 関 す る 工 事 ( 増 築 を 含 む 。 ) (2) 台 所、 浴 室、 便 所、 洗 面 所 等 の 設 備 の 改 修 工 事	3 0 万 円 加 算	—

※た だ し、 補 助 金 の 額 は、 補 助 対 象 経 費 の 3 分 の 1 に 相 当 す る 額 ( 1 , 0 0 0 円 未 満 切 捨 て ) を 上 限 と す る。

※ 補 助 対 象 経 費 の 総 額 が 2 0 0 , 0 0 0 円 未 満 の 場 合 は、 補 助 対 象 と し な い。

別表 2（第 8 条関係） 申請書に添付する関係書類

- (1) 多世帯近居リフォーム工事概要書
- (2) 売買契約による取得であることがわかるもの（登記事項全部証明書、売買契約書の写し等）
- (3) 取得時点で中古住宅であることがわかるもの（登記事項全部証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書、課税明細書等）
- (4) 補助対象工事に係る見積書の写し
- (5) 工事着手前の写真（住宅外観及び補助対象工事に係る部分）
- (6) 図面（付近見取図、平面図、工事の内容が分かる工事前後の図面）
- (7) 申請者世帯及び近居世帯の関係を示すもの（戸籍謄本、婚約証明書等）
- (8) 申請者世帯の住民票（住所の履歴が記載されたもの）
- (9) 近居世帯の住民票
- (10) 申請者世帯及び近居世帯の市町村税の納税証明書（非課税の者は非課税証明書）
- (11) その他市長が必要と認める書類

別表 3（第 11 条関係） 完了実績報告書に添付する関係書類

- (1) 工事請負契約書等の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事完了後の写真（補助対象工事に係る部分）
- (4) 補助対象住宅に転居した者の住民票
- (5) その他市長が必要と認める書類